

委員会提出議案第 2 号

狭山市議会議員のハラスメント根絶に関する決議について

狭山市議会会議規則（昭和 4 2 年規則第 4 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

狭山市議会議長 太 田 博 希 様

提出者 狭山市議会総務経済委員会

委員長 笹 本 英 輔

提案理由

ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させるものであることに鑑み、議会全体でハラスメントの防止及び根絶に努めることにより、良好な就業・活動環境の実現を図るため、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会議員のハラスメント根絶に関する決議

市民から負託を受けた狭山市議会議員（以下「議員」という。）は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、高い倫理観をもち、常に自らの行動を律した上で、市民の模範となるべく、活動するよう努めなければならない。

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、就業・活動環境を害するものであり、そのことにより市民サービスの低下を招き、ひいては市民のみならず、社会からの信用及び信頼を失うこととなる。

そのため、狭山市議会は、議員が、他の議員、市長、副市長、教育委員会教育長及び職員（以下「議員等」という。）の身分及び職位にかかわらず、これらの者の人格を尊重し、信頼し合い、お互いの能力が十分に発揮される良好な就業・活動環境の実現を目指し、下記のとおり表明する。

記

- 1 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、就業・活動環境を害するものであることを自覚するとともに、個人の人格を尊重し、ハラスメントの防止及び根絶に努める。
- 2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任の所在を明確にするよう努める。
- 3 議員は、他の議員が議員等に対しハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努める。
- 4 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修を実施し、議員は、当該研修を受ける。
- 5 議員によるハラスメントの防止及び発生時の対応を含めた、ハラスメントの根絶に関する規程を令和5年9月末日までに定める。

以上、決議する。

令和5年3月17日

埼玉県狭山市議会